

協金WG 1-1

# 資料

平成 20 年 3 月 28 日  
金融庁総務企画局

# 目 次

I. 協同組織性	
・協同組織金融機関の特色	2
・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）	3
・信用金庫法（抄）	4
・中小企業等協同組合法（抄）	6
・相互扶助性	8
・剰余金の配当	9
II. 協同組織金融機関の制度の変遷	
・協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の沿革	10
・協同組織金融機関の変遷	11
・過去の議論①（昭和 42 年）	12
・過去の議論②（昭和 48 年）	14
・過去の議論③（昭和 55 年）	15
・過去の議論④（平成元年・平成 2 年）	17
・過去の議論⑤（平成 4 年）	20
・信用金庫・信用組合に係る主な制度改正	22
III. 現在の協同組織金融機関制度	
・協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の主な相違点	24
・協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の機関の比較	26
・協同組織金融機関の中央機関の機能	28
IV. 海外の協同組織金融機関の概要	29
（参考）	
・「規制改革推進のための 3 か年計画」（抄）	30
・「多重債務問題改善プログラム」（抄）	32

## 協同組織金融機関の特色

- 協同組織金融機関は、「会員又は組合員の相互扶助を基本理念とする非営利法人」。「そもそも中小企業、農業漁業者及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたもの」。

(平成元年5月15日金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告「協同組織形態の金融機関のあり方について」)

- 信用金庫・信用組合（地域・業域・職域）・労働金庫・農林系統金融機関の4つの業態が存在。
- 日本の制度はドイツの協同組合を参考にしたもの。諸外国においても協同組織金融機関に類する制度が存在。

## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

第二十二条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができるここと。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

## 信用金庫法（抄）

### （目的）

第一条 この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。

### （私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第七条 次に掲げる金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条において「私的独占禁止法」という。）の適用については、私的独占禁止法第二十二条第一号に掲げる要件を備える組合とみなす。

- 一 信用金庫であつて、その会員である事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの
  - イ その常時使用する従業員の数が三百人を超えない事業者
  - ロ その資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額を超えない法人である事業者

二 （略）

- 2 （略）
- 3 第一項第一号ロの規定に基づき政令で金額を定める場合には、小規模の事業者の相互扶助に資するとともに公正かつ自由な競争の確保を図る見地から定めるものとする。

(加入)

第十三条 金庫に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき金庫の承諾を得て引受出資口数に応ずる金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

(自由脱退)

第十六条 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がないときは、会員は、金庫に対し、定款で定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

2 (略)

(議決権)

第十二条 会員は、各一個の議決権を有する。

2 ~ 7 (略)

(剩余金の配当)

第五十七条 (略)

2 剩余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。

3 出資額に応じてする剩余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

## 中小企業等協同組合法（抄）

### （法律の目的）

第一条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### （私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）

第七条 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十二条第一号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合、火災共済協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

ロ 常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）を超えない事業者

二・三（略）

2・3（略）

(加入の自由)

第十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(加入)

第十五条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出资口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

(自由脱退)

第十八条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 (略)

(議決権及び選挙権)

第十一条 組合員は、各々一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2～6 (略)

(剩余金の配当)

第五十九条 (略)

2 剩余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員（火災共済協同組合にあつては、火災共済事業の利用者）が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。

3 (略)

## 相互扶助性

### ○明治 24 年 11 月 28 日内務大臣（品川弥二郎）による信用組合法案提出理由説明

茲に政府の提出致しました信用組合法案と申しますのは、即ち此中産以下の人民のために金融の便を開いて低利に資本を使用することを得せしめ、兼て勤儉、自助の精神を興し、以て地方の実力を養成せんとする目的でございます。

（出典）『産業組合法要義』平田東助著（『協同組合の名著 第1巻』より引用）

### ○昭和 24 年 5 月 7 日衆・商工委員会 中小企業等協同組合法案提出理由説明

要するに経済九原則の実施により、異常な困難に直面せんとしております中小企業が、今後よつてもつて立つ手段は、基本的にはその組織化と、相互扶助の力による競争力の培養、増強以外にはない

### ○昭和 52 年 6 月 20 日最高裁第二小法廷判決

思うに、中小企協組合は、中小企業者の個別収益の助成促進を目的として組織される人的結合体であり、資本主義社会における経済的弱者である中小企業者の自己防衛的相互扶助団体であり、協同組合の一形態として、……、一八四四年ロツチデール衡平開拓者組合以来の「組合員の相互扶助」、「組合の組合員に対する直接奉仕」、「一人一票主義」等の協同組合理念に基づき設立されているのである。中小企業等協同組合法五条が、組合は、組合員の相互扶助を目的とすべきこと（一項一号、以下「相互扶助性」という。）、組合の行う事業によつて組合員の直接の奉仕をすることを目的とすべきこと（二項、以下「直接奉仕の原則」という。）、組合の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等であるべきこと（一項三号、以下「一人一票主義」という。）等を中小企協組合の基本原則として掲げていることは、わが国の中小企協組合も、右の歴史的・伝統的な組合理念に基づいて設立され、この理念に則つて行為すべきことを明らかにしたものにほかならない。

（注）中小企協組合＝中小企業等協同組合

## 剰余金の配当

- 信用金庫・信用組合の剰余金は、定款の定めにより、事業の利用分量又は出資額に応じて配当することとされている。

### 【信用金庫法】

(剰余金の配当)

#### 第五十七条 (略)

- 2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。
- 3 出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

### 【中小企業等協同組合法】

(剰余金の配当)

#### 第五十九条 (略)

- 2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員（火災共済協同組合にあつては、火災共済事業の利用者）が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならない。
- 3 (略)

- すべての信用金庫・信用組合では出資配当が採用されている。

**配当率の最頻値** 信用金庫：4%、信用組合：3% (出典) 平成18年度決算速報

- 一部の職域信用組合・業域信用組合においては、出資配當に加え、利用分量配當が併用されている。(平成18年度においては、全28業域信用組合中2つの業域信用組合、全18職域信用組合中6つの職域信用組合で採用。) (出典) 平成18年度決算速報 (社)全国信用組合中央協会作成資料

**例** A信用組合 預金利息：100円につき40円の割合  
貸付金利息：100円につき25円の割合

(出典) A信用組合平成18年度ディスクロージャー誌

# 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の沿革

## ○ 明治半ば以降、各地に信用組合が設立

明治 25 年の掛川信用組合の誕生が最初

## ○ 明治 33 年「産業組合法」制定

購買・販売・生産の事業組合とともに、信用事業を行う組合を「産業組合」として初めて法制化

## ○ 大正 6 年「産業組合法」改正

都市部の中小商工業者向けの金融を念頭に、産業組合法の中に市街地信用組合制度を創設。員外預金、手形割引を許容。

## ○ 昭和 18 年「市街地信用組合法」制定

産業組合法から市街地信用組合制度を分離

## ○ 昭和 24 年「中小企業等協同組合法」・「協同組合による金融事業に関する法律」制定

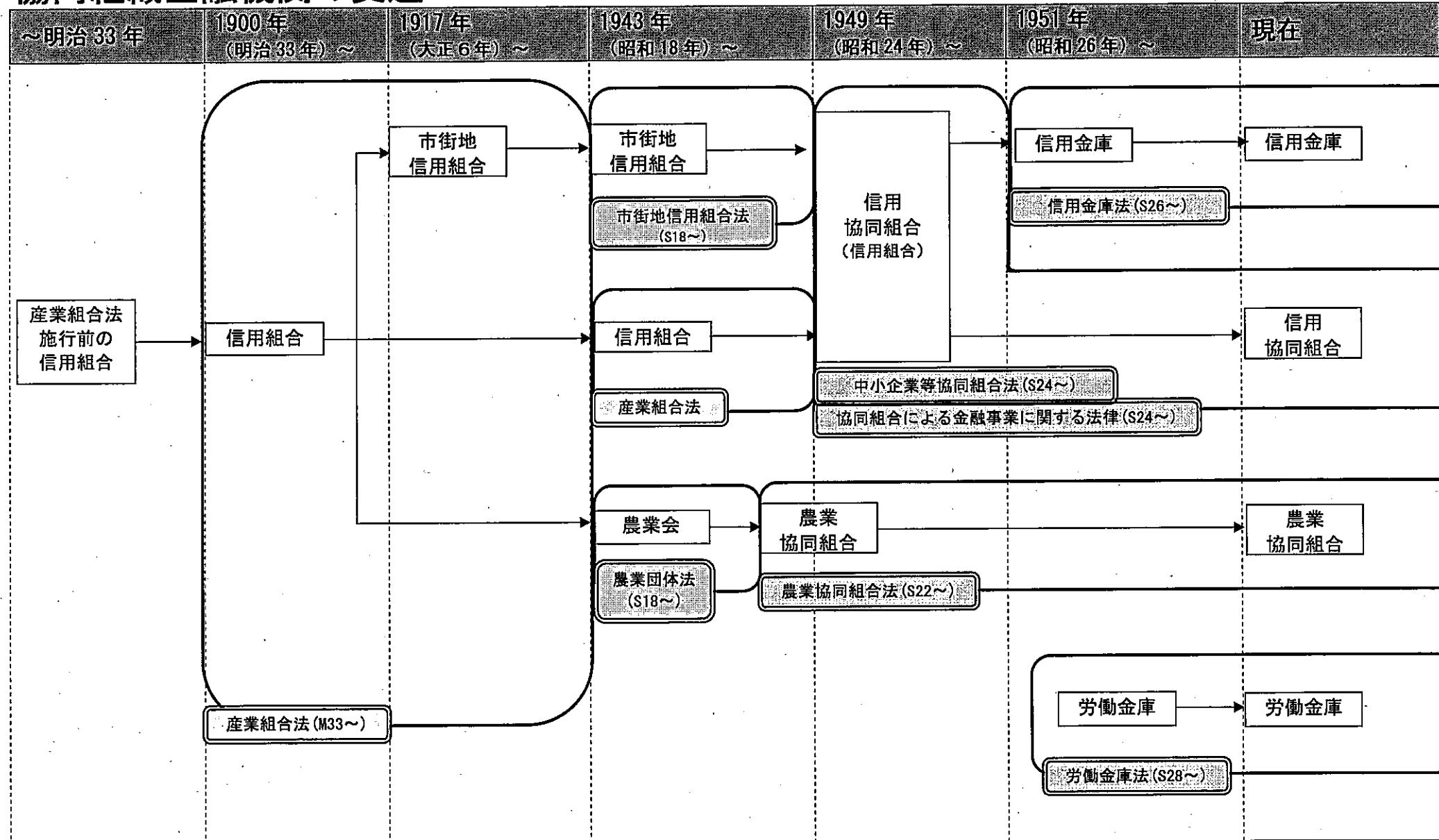
市街地信用組合を含め、中企法に統合。預金者保護・健全経営の確保の観点から、中企法に加え、信用事業を営む協同組合を協金法により規制。

## ○ 昭和 26 年「信用金庫法」制定

金融機関としての機能を拡大しようとする組合を念頭に、中企法から分離して、信用金庫法において信用金庫制度を創設。多くの信用組合が信用金庫に改組。

[信用金庫法施行時 (S26. 6. 15) 653 組合 ⇒ (S28. 6. 14) 改組：560 組合 残存：72 組合 消滅：21 組合]

## 協同組織金融機関の変遷



# 過去の議論①（昭和 42 年）

## 「中小企業金融制度のあり方について」（昭和 42 年 10 月 20 日金融制度調査会答申）

### 総論

#### ○ 中小企業金融機関の現状と問題点

<現 状> ・金融機関の同質化 ・規模の格差の増大等 ・対象とする中小企業の成長

<問題点> ・会員意識の稀薄化 ・総代選任及び総代会の運営の名目化

#### ○ 民間中小企業金融専門機関の必要性

- ・中小企業金融の安定性（都市銀行等の中小企業金融は景気動向により激しく変動）
- ・中小企業に適した金融（中小企業の一般的性格の十分な理解・きめ細かい経営上のアドバイス）
- ・わが国中小企業金融の特殊性（中小企業が経済全体に占める比重が大きいこと・一般的に大企業との付加価値生産性の格差が著しいこと等）

### 各論

#### ○ 類型

・民間中小企業金融機関として「相互銀行」「信用金庫」「信用組合」の3種類を存続させるか、2種類の専門機関に改めるか以下の3つの考え方を中心に討議

(イ) 3種類説：現行の3種類の金融機関を存続

(ロ) 2種類説（A案）：信用金庫を相互銀行とともに中小企業銀行に一本化し、信用組合は存続

(ハ) 2種類説（B案）：株式会社組織の専門機関と協同組合組織の専門機関の2種類とし相互銀行は主として前者に、信用組合は主として後者に移行。信用金庫のうち、機能の拡充を希望するものは株式会社組織の専門機関に、協同組織性を維持したいものは協同組合組織の専門機関に移行

→結論：3種類の制度は存続（(イ)案）

<理由> ・規模、業態が多種多様である中小企業に対する金融については、ふさわしいパイプを用意しておくことが望ましいこと

・急激な制度改革による混乱が生じるおそれ

・2種類のみ（株式会社組織と協同組合組織）では、中位以下の中小企業や小規模零細企業に対する融資に断層が生じ、また、融資が不円滑になるおそれ

## ○ その他

### <信用金庫の事業>

- ・会員となりうる事業者の範囲については、現在の従業者基準のほかに資本金基準を設けてそのいずれかを充たせばよいこととし、資本金は1億円以下とする
- ・会員は、金庫を利用し、また金庫の運営に関心を持ちうる者に限定することが望ましく、その方法として、会員1人当たりの出資金額を引き上げることが考えられる（東京特別区及び指定市：1万円以上・その他：5,000円以上）
- ・新たな員外貸出として、条件付きで「卒業生金融」及び小口員外貸出を認めが必要

### <融資限度>

- ・融資限度について、自己資本に対する比率限度は、信用金庫および信用組合は現行通り20%で差し支えなく、金額限度は信用金庫1億円、信用組合5,000万円を基準とすることが望ましい

### <最低出資金>

- ・最低出資金は、以下のとおり定める（信用金庫：東京特別区及び指定市1,000万→1億円・その他500万→5,000万円、信用組合：東京特別区及び指定市500万円→2,000万円・その他200万→1,000万円）

### <地区>

- ・信用金庫及び信用組合については、構成員を地区内の中小企業者等に限定するため、地区的規定は必要

### <合併・転換>

- ・異種金融機関相互間の合併、転換を可能とするよう法律上の道を開いておく必要

## 過去の議論②（昭和 48 年）

### 「中小企業金融制度の整備に関する答申」（昭和 48 年 1 月 18 日金融制度調査会答申）

#### ○ 「中小企業金融制度のあり方について」（昭和 42 年 10 月金融制度調査会答申）の意図

相互銀行、信用金庫及び信用協同組合について、それぞれ中小企業金融専門機関としての性格を明解にするとともに、各金融機関がより広い範囲で適正な競争を行うことができるような環境を整備し、金融の効率化を通じて中小企業金融の一層の円滑化を促進すること

→ 今においても基本的な変更を加える必要はない

#### ○ しかしながら、ここ数年における国際化の著しい進展、中小企業の資本装備率の上昇等、客観情勢の推移に即して、以下のような改正を行うことが適當

- ・中小企業基本法における中小企業者の定義の改訂に伴う信用協同組合の組合員資格の改正
- ・信用金庫の会員資格および相互銀行の融資対象者の資本の額または出資の限度は、前者を 1 億円以下 → 2 億円以下に、後者を 2 億円以下 → 4 億円以下に引き上げる
- ・信用金庫連合会について員外預金の受入れ等を容認
- ・信用協同組合が、預金総額の 100 分の 20 の限度内において員外預金を受け入れることを容認
- ・信用協同組合に対する監督を一層強化する必要があると認められることから、都道府県知事の要請を受けた場合の大蔵大臣による検査を導入
- ・信用協同組合が行うことができる業務の代理を、必要な限度において拡大 等

## 過去の議論③（昭和 55 年）

### 「中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について」 (昭和 55 年 11 月 26 日金融制度調査会答申)

#### 1. 中小専門機関の必要性

- ・中小企業金融の現状：高度成長から安定成長への移行等に伴って、かつてのような慢性的な資金不足はなくなっているとする見方があるが、中小企業については、その特色を生かした創意工夫の發揮や事業の転換等が要請されているところでもあり、その資金需要はなお引き続き根強いものと予想される
- ・中小企業金融の問題点：金融機関借入については、総じて金利が高く、担保・保証条件が厳しい 等
- ・中小専門機関の必要性：銀行と並んで、中小企業金融に専念する金融機関を設けておく必要

#### <理由>

- ・中小企業への資金の安定的供給（銀行による中小企業への資金供給が安定的な構造を備えるに至ったかどうかについては、推移を見守る必要）
- ・中小企業の多様性に即した金融（個々の業態・企業の経営内容に精通している金融機関が、きめ細かな経営上のアドバイスを与えること等）
- ・地域経済に密着した活動（中小企業には、地域経済に密着した活動を行っているものが多いため、このような企業に対する金融については、地域の経済・社会に深い関わりを持った金融機関が大きな役割を果たしていくことが期待される）

#### 2. 中小専門機関の今後のあり方

- ・中小企業金融に専念する金融機関としては、現在、相互銀行、信用金庫及び信用組合の三種類の機関が存在しているが、下記の理由から、この構成をそのまま維持することが適当
- <理由>
- ・資金を供給する側にあっても、中小企業の規模別等の差異に対応して重層的に活動していくような構成をとっていることが望ましい
  - ・三種類の専門機関の金融取引構造は、中小企業金融の充実のためにかなりよく機能している
  - ・それぞれの中小企業と取引実績を積み重ねてきてている状況に急激な変革を加える必要もない
- ・中小専門機関の業務に関しては、銀行から三種類の中小専門機関までを通じて重複部分が拡大し、ある程度の同質化が進展していく傾向が認められる。これは大勢としては競争の促進につながり、そのような競争を是認して金融の効率化を進めていくという観点から、中小企業専門機関につき、その業務内容の拡充整備を図っていくことが適当

### 3. 中小専門機関の機能発揮等のための具体的施策

- ・中小企業者及び法人会員（組合員）資格の範囲の拡大（資本金基準：相互銀行4億円以下→8億円以下、信用金庫2億円以下→4億円以下）
- ・信用組合の地公体等に対する預金積金担保貸付け以外の貸付け・組合員以外への預金積金担保の範囲内の貸付けを、総貸出額の20%の限度内において容認
- ・信用金庫の外国為替業務は、我が国経済の国際化に伴って中小企業の海外取引が一段と進んでいること等にかんがみ、これを容認
- ・信用組合の内国為替取引について、「組合員のためにする」の文言を削除することが適當
- ・資本金（出資金）の最低限度の引上げ（相互銀行：東京都及び指定市3億円→6億円・その他2億円→4億円、信用金庫：東京都特別区及び指定市1億円→2億円・その他5,000万円→1億円）

## 過去の議論④（平成元年・平成2年）

### 「協同組織形態の金融機関のあり方について」 (平成元年5月15日金融制度調査会金融制度第一委員会中間報告)

#### 1. 協同組織金融機関の基本的あり方

- ・中小企業等の分野を専門とする協同組織形態の金融機関の存在は今後とも必要  
<理由>中小企業等の分野は、貸付規模が比較的小口であるとともにリスク判断において個別の事情を斟酌する必要がある 等
- ・中小企業等の分野を専門とする金融機関が協同組織形態を探ることは十分合理性を有するものと考えられる  
<理由>・利用者ニーズへの的確かつきめ細かな対応（協同組織金融機関は地縁・人縁を基盤としていることから会員等のニーズ把握が安易であり、業務及び組織の運営上、会員等の利益が第一義的に考慮されることから）  
・長期的な視点に立った適切な金融仲介機能の発揮（資金の借り手は原則として会員又は組合員であり、金融機関との間に強い密着性又は連帯が存在するため）

#### 2. 協同組織金融機関の業務のあり方

- ・協同組織金融機関の預金及び貸出について、会員又は組合員中心の業務運営を変更することは、協同組織金融機関の協同組織性を損なうこととなりかねないため、このような基本的考え方については維持することが適當
- ・その他金融業務に関しては、適切と判断される場合には、業務範囲の拡大について弾力的な対応を行うことが適當
- ・業務範囲を拡大するにあたっては、協同組織としての性格を維持することを基本とし、一般の金融機関との同質化との問題が生じないよう留意する必要があると考えられる

#### 3. 協同組織金融機関の組織のあり方

- (1) 「地区」の範囲
  - ・信用金庫、地域信用組合及び農林系統金融機関のように地域を基盤とする金融機関の性格が強いものにあっては、地区の範囲は、人的結合体としての統合の基盤を成す同質的な地域経済の圏域の中に限定するのが合理的
  - ・経営面で困難な状況が生じているような場合においては、必要性について十分検討した上で、地区の範囲を弾力的に扱うことが適當
- (2) 会員及び組合員資格
  - ・人的結合体としての協同組織の基本的な性格を維持しつつ、経済規模の拡大等に伴い、会員及び組合員資格の適切な見直しを行うことが必要
- (3) 組織運営
  - ・協同組織としての組織運営の原則は維持する必要があるが、金融機関としての組織運営の弾力性を確保することも重要であり、こうした観点から、組織運営のあり方について適時適切な見直しを行うことが必要

#### 4. 連合組織の役割及び連合組織の機能のあり方

- ・単位組織間の相互扶助及び連合組織による単位組織の機能の補完の重要性が拡大していくものと考えられる

#### 5. 合併・転換

- ・協同組織金融機関の4つの業態（信用金庫・信用組合・労働金庫及び農林系統金融機関）は、引き続き存続させることが必要であると考えられるが、より広範囲な業務が可能な業態へ転換する場合には、合併転換法に基づき適切に対処することが適當



引き続き、協同組織金融機関の業務及びあり方に関する具体的事項の検討を実施

### 「協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について」

(平成2年7月13日金融制度調査会・金融制度調査会金融制度第一委員会作業部会報告)

#### 1. 組合員資格の範囲

- ・基本部分については、引き続き中小企業基本法の中小企業者の定義に準拠する【信組】

#### 2. 組織

- ・合併等については総会決議事項であるため、機動的対応が困難。合併等の手続きのあり方については、民主的運営を損なわないことが必要であり、行政当局において検討【信組】
- ・総会及び総代会の議長の選任方法は、最も民主的な方法であり、敢えてこれを改める必要はない【信組】
- ・員外理事（代議員以外の理事）枠の拡大【労金連】

### 3. 業務

#### (1) 貸出

- ・員外貸出の量的規制の緩和について行政当局において検討【農協】
- ・員外貸出の対象範囲の拡大【労金・農協】
- ・小口員外貸出の限度額を、適切な水準に引き上げ【信金・信組・労金】

#### (2) 外国為替、国債等の窓口販売・ディーリング業務

- ・外国為替業務に係る制度の導入【信組・労金・農協】
- ・国債等の窓口販売・ディーリング業務の制度の導入については行政当局において検討【信組・労金・農協】

#### (3) その他

- ・保護預りは、員外取引者の取引ニーズに応えていく必要があること等から「組合員（会員）のためにする」の文言を削除【信組・信組連・労金・労金連】
- ・有価証券の貸付けは、金融機関に対するもの等安全性の高いものについては員外利用を容認【信組・信組連】等

### 4. 同一人に対する信用供与の制限

- ・金額限度の引上げ【信金・信組】
- ・組合員向け・員外向けについて区別することなく、同じように自己資本比率の20%とすることが適當【農協】 等

### 5. 余裕金の運用

- ・余裕金運用の法定制限については、これを改め、機動的な余裕金運用ができるよう、規定の整備を行うことが適當【信組】

## 過去の議論⑤（平成4年）

### 「協同組織金融機関の優先出資について」 (平成4年12月11日協同組織金融機関の優先出資に関する研究会報告)

#### 1. 協同組織金融機関の自己資本充実の必要性

- ・協同組織金融機関は、相互扶助組織としての機能のみならず、我が国金融システムの一翼を担うものとして、銀行と同様に自己資本充実が要請される
- ・協同組織金融機関の出資による自己資本の充実は、連合組織においては会員数の増大が期待できること等の困難性があること等から、自己資本充実策の多様化を図ることが喫緊の課題であり、広く員外から出資を受け入れる自己資本充実策の検討が必要

#### 2. 協同組織金融機関の新たな自己資本充実策（優先出資制度の基本的構想）

- ・員外から出資を受け入れる制度（優先出資制度）の導入を考える場合、この制度の導入が協同組織性を損なうことのないよう十分配慮する必要があり、以下のような制度が想定される
  - (1)無議決権（不特定多数の者を想定している優先出資者は議決権を有しない）
  - (2)優先権の付与（剰余金の配当等について優先的内容）
  - (3)優先出資の発行口数の規制（優先出資の発行口数は普通出資の発行口数の一定割合以内）
  - (4)配当の上限規制（協同組織金融機関の運営が配当原資確保に傾斜し、営利団体化することを防止）
  - (5)不特定多数の者からの受入れ
  - (6)優先出資証券の発行（権利の移転・行使の円滑化を考慮すると有価証券化することが望ましい）

### 3. 優先出資制度についての理論的検討（協同組織性との整合性）

#### ・員外出資の妥当性

→ 人的結合組織である協同組織においては、出資と会員としての地位の間には必然的な関係はない。優先出資により協同組織金融機関の財務基盤が強化され、会員の利便向上に寄与することを考慮すると、会員の同意があれば、外部から出資を受入れること自体が問題になることはない

#### ・協同組織組合原則との関係

→ 優先出資制度を導入することは、以下のように、独占禁止法第24条に表れている協同組合原則（我が国各種協同組織法制に共通する原則）に反するものではなく、むしろこれを一層充実させるものである

- ①「相互扶助」の目的をよりよく果たしていくためにも、厳しい競争に耐えうるような自己資本の充実が必要であり、優先出資制度の導入は「相互扶助」の充実をも図るものである
- ②優先出資制度導入後も「加入・脱退の自由」は維持
- ③優先出資者は普通出資者総会における議決権は与えないものとしており、組合員の「平等の議決権」には何ら影響を与えない
- ④優先出資にかかる配当についても、「配当の上限」を設ける

#### ・協同組織の非営利性との関係

→ 以下の理由から、優先出資の受入れが協同組織金融機関の非営利性を損なうことではないものと考えられる

- ①優先出資に対する配当も、普通出資に対する配当と同様、事業運営に必要な資本金調達のための必要的経費である
- ②優先出資者は協同組織金融機関の運営に自己の営利意思を反映させることはできない
- ③優先出資は普通出資の補完的役割を果たすものであり、優先出資の発行口数を普通出資の口数の一定の割合に制限
- ④優先出資に係る配当についても上限を定めること

## 信用金庫・信用組合に係る主な制度改正

### ○昭和 43 年 「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」・「金融機関の合併及び転換に関する法律」制定

<背景>『中小企業金融制度のあり方に関する答申』(昭和 42 年 10 月金融制度調査会)

具体的  
的  
内  
容

- 【信用金庫】
  - ・ 最低出資金の引上げ (指定都市等: 1 千万円→1 億円、その他: 5 百万円→5 千万円) \*
  - ・ 会員資格拡大 (資本金等規模の導入)      • 員外貸出拡大 (卒業生金融、小口員外貸出)
- 【信用組合】
  - ・ 最低出資金の引上げ (指定都市等: 5 百万円→2 千万円、その他: 2 百万円→1 千万円)
  - ・ 一組合員に対する貸出限度の新設
  - ・ 異種業態間の合併・転換を可能に

\* 昭和 57 年政令第 45 号において、指定都市等: 1 億円→2 億円、その他: 5 千万円→1 億円に引上げ

### ○昭和 48 年 「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」制定

<背景>『中小企業金融制度の整備に関する答申』(昭和 48 年 1 月金融制度調査会)

具体的  
的  
内  
容

- 【信用金庫】
  - ・ 会員資格拡大 (資本金 1 億円以下→2 億円以下)
  - ・ 信用金庫連合会の業務範囲の拡大 (員外預金の受入れ等)
- 【信用組合】
  - ・ 員外預金の制限 (総預金積金の 100 分の 20 まで)

### ○昭和 56 年 「中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律」制定

<背景>『中小企業金融専門機関等のあり方と制度の改正について』(昭和 55 年 11 月金融制度調査会)

具体的  
的  
内  
容

- 【信用金庫】
    - ・ 法人会員資格の資本金等基準を拡大 (2 億円以下→4 億円以下) \*<sup>1</sup>
    - ・ 業務範囲の拡大 (外国為替業務等)
  - 【信用組合】
    - ・ 業務範囲の拡大 (内国為替等の員外利用可、政令で定めるところによる員外貸出\*<sup>2</sup>)
- \* 1 昭和 62 年政令第 61 号において 4 億円以下→6 億円以下、平成 5 年政令第 29 号において 6 億円以下→9 億円以下に拡大
- \* 2 貸付等総額の 100 分の 20 の範囲内で行う預金担保貸付・地方公共団体に対する貸付等

## ○平成元年 「信用金庫法の一部を改正する法律」制定

<背景>『全国信用金庫連合会の債券発行について』(平成元年1月金融制度調査会金融制度第一委員会)

具体的  
内容

- ・全国を地区とする信用金庫連合会の債券発行を可能に

## ○平成4年 「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」 制定

<背景>『新しい金融制度について』(平成3年6月金融制度調査会)

具体的  
内容

- ・自己資本比率規制
- ・業務範囲の拡大（信託業務、社債等の募集の受託等）
- ・監事機能の強化（業務監査義務、理事会への出席・意見の陳述）
- ・連合会の子会社による証券業務及び信託業務を可能に

## ○平成5年 「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」制定

<背景>『協同組織金融機関の優先出資について』(平成4年12月協同組織金融機関の優先出資に関する研究会)

具体的  
内容

- ・協同組織金融機関の自己資本充実策として、優先出資制度（優先的配当、無議決権、不特定多数に発行）を導入

## ○平成8年 「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」・「金 融機関の更生手続の特例等に関する法律」制定

<背景>『金融システムの安定化のための諸施策』(平成7年12月金融制度調査会)

具体的  
内容

- ・早期是正措置導入
- ・役員の兼業・兼職制限
- ・外部監査・員外監事の登用の義務付け
- ・協同組織金融機関に更生手続を規定

## ○平成10年 「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」が制定

<背景>『我が国金融システムの改革について』(平成9年6月金融制度調査会) 等

具体的  
内容

- ・業務範囲の拡大（有価証券店頭デリバティブ取引等）
- ・子会社の範囲、株式の取得の制限（10%ルール）

## 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の主な相違点

		信 用 金 庫	信 用 組 合	銀 行
1. 法律	信用金庫法	中小企業等協同組合法 協同組合による金融事業に関する法律		銀行法 会社法
2. 目的	国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する	組合員の相互扶助を目的とし、組合員の経済的地位の向上を図る		国民大衆のために金融の円滑を図る
3. 組織	会員・組合員の出資による協同組織			株式会社
4. 議決権等	・会員・組合員は出資額に関わりなく1人につき1個の議決権 ・総会（総代会）において議決権を行使 (総代会を設置する場合には、会員等から選ばれた総代で構成)			・株主は1株につき1個の議決権 ・株主総会において議決権を行使
5. 配当制限	出資配当は出資額の年1割以下 (信用金庫定款例)	出資配当は出資額の年1割以下（法律）		制限なし（株主総会で決議）
6. 地区	定款記載事項（→定款変更は認可事項）			制限なし
7. 会員・組合員資格	地区内において、 ・住所又は居所を有する者　・事業所を有する者　・勤労に従事する者			制限なし
事業者についての制限	従業員300人又は資本金9億円以下等	従業員300人又は資本金3億円以下等		
8. 出資金の最低限度	特別区・指定都市 2億円	2,000万円		20億円
	その他 1億円	1,000万円		
9. 業務	員外預金 例外　量的制限	制限なし	<原則>組合員 <例外>組合員以外の者の預金の受入れは、預金及び定期積金の総額の20%を超えてはならない	制限なし
	員外貸出 例外　量的制限 貸付先制限	<原則>会員・組合員 <例外>以下①・②の条件に合致するものは会員・組合員以外の者への貸出可 ①貸出総額の20%を超えてはならない ②預金等を担保とする貸付け等 ※3年以上会員であった事業者に対する一定期間内貸付け（いわゆる卒業生金融）も可	②預金等を担保とする貸付け等	制限なし
10. ディスクロージャー	半期開示（法令上努力規定あり）			四半期開示（上場銀行） 半期開示（非上場銀行）
11. 外部監査	預金等総額200億円以上の金庫は必須	預金等総額200億円以上、かつ、員外預金比率が10%以上の組合は必須		必須

## 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の主な相違点（税制）

	信用金庫	信用組合	銀行
国 税	法人税  <税率> <u>22／100</u>		<u>30／100</u>
	<一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の特例>  ① 貸倒引当金の計算方法として、以下のいずれかを選択可 ・ 一括評価金銭債権の合計額×貸倒実績率 又は ・ 一括評価金銭債権の合計額×法定繰入率（3/1000） ② 貸倒引当金の繰入限度額は、上記①により計算した金額の116%相当額へ割増可 (適用期限：平成21年3月31日)		特例なし 一括評価金銭債権の合計額×貸倒実績率
印紙税	預金通帳：非課税 預金証書：課税（1万円未満非課税） 受取書：課税（会員・組合員あて及び3万円未満非課税）		預金通帳：課税 預金証書：課税 受取書：課税（3万円未満非課税）
固定 資産税	<事業用不動産(事務所及び倉庫に限る)の課税標準の特例> 通常の課税標準となるべき価格の <u>3／5</u> （注2）		特例なし
地 方 税	事業税  所得割額のみ ・ 所得割 所得のうち、 年400万円以下の部分… <u>5%</u> 年400万円超の部分… <u>6.6%</u>		付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額 ・ 付加価値割… <u>0.48%</u> ・ 資本割… <u>0.2%</u> ・ 所得割 所得のうち、 年400万円以下の部分… <u>3.8%</u> 年400万円超 ～年800万円以下の部分… <u>5.5%</u> 年800万円超の部分… <u>7.2%</u>
事業所 税（注1）	<課税標準の特例> 通常の課税標準となるべき事業所床面積・従業者給与総額のそれぞれ2分の1		特例なし

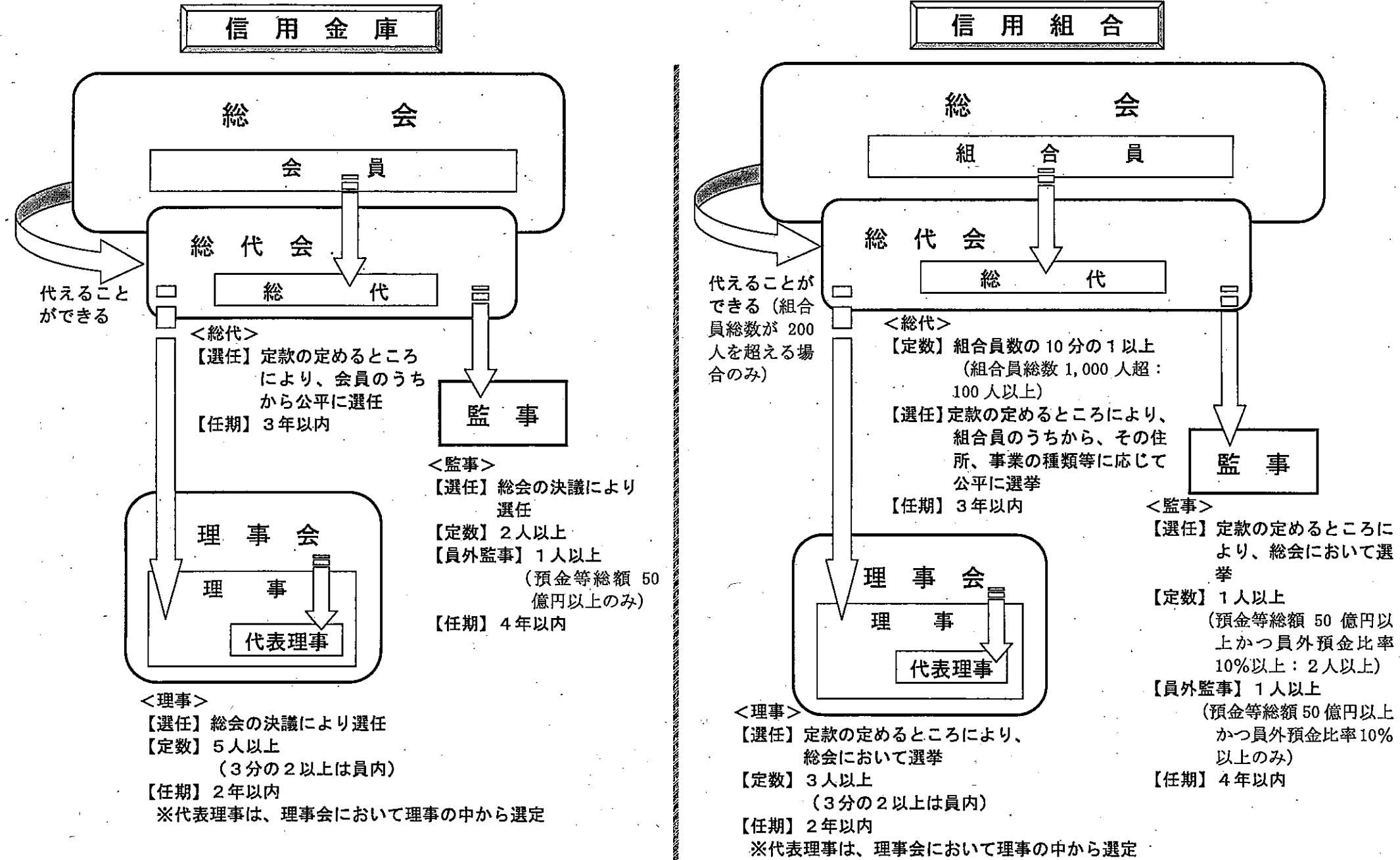
（注1）本来の事業の用に供する施設に係る事業所等において行う事業に対して課す場合。

（注2）平成19年度税制改正において特例措置を見直し、1／2（従来）→3／5となった。なお、経過措置は以下のとおり。

- ① 預金等の額が5,000億円以上であるもの：課税標準となるべき価格の3/5に、平成19年度：53/60、平成20年度：56/60をそれぞれ乗じた額を課税標準とする。
- ② ①以外のもの：課税標準となるべき価格の3/5に、平成19年度：52/60、平成20年度：54/60、平成21年度：56/60、平成22年度：58/60をそれぞれ乗じた額を課税標準とする。

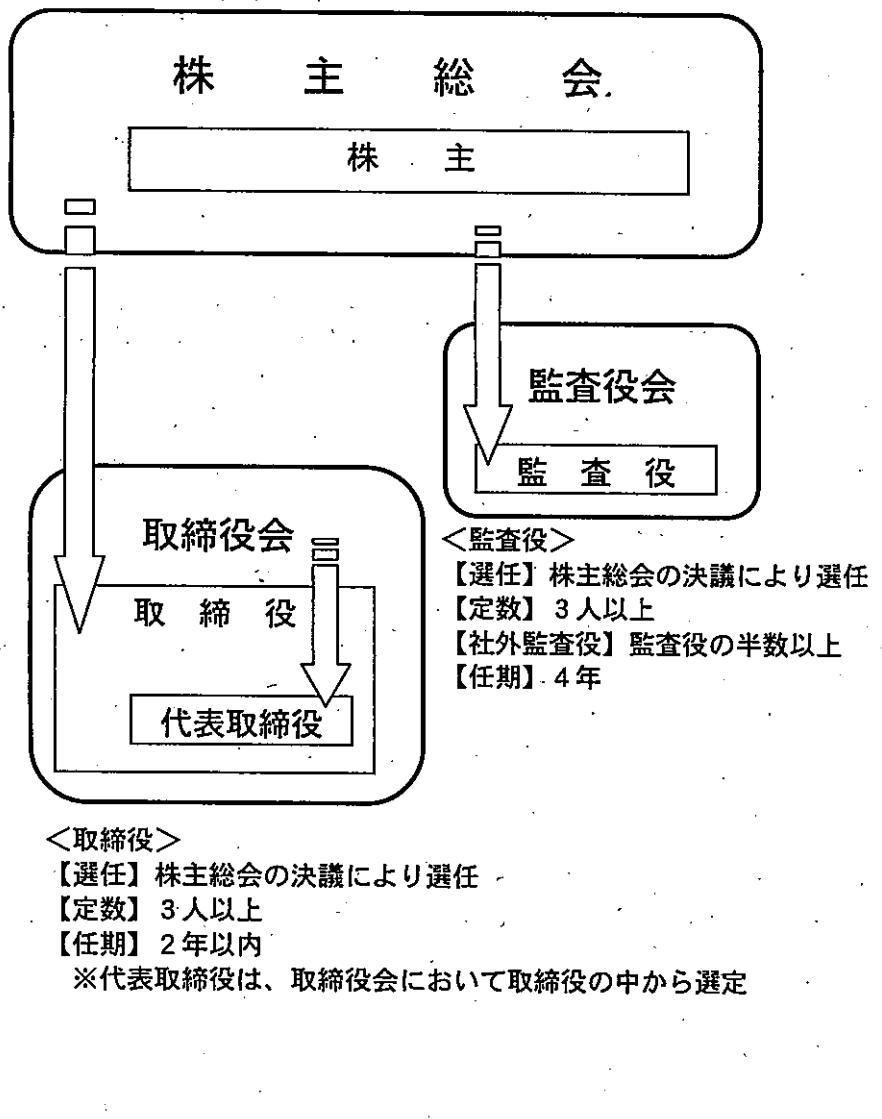
（注3）法人税率の差は住民税に、固定資産税の課税標準の特例は都市計画税に、それぞれ影響。

# 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）と銀行の機関の比較

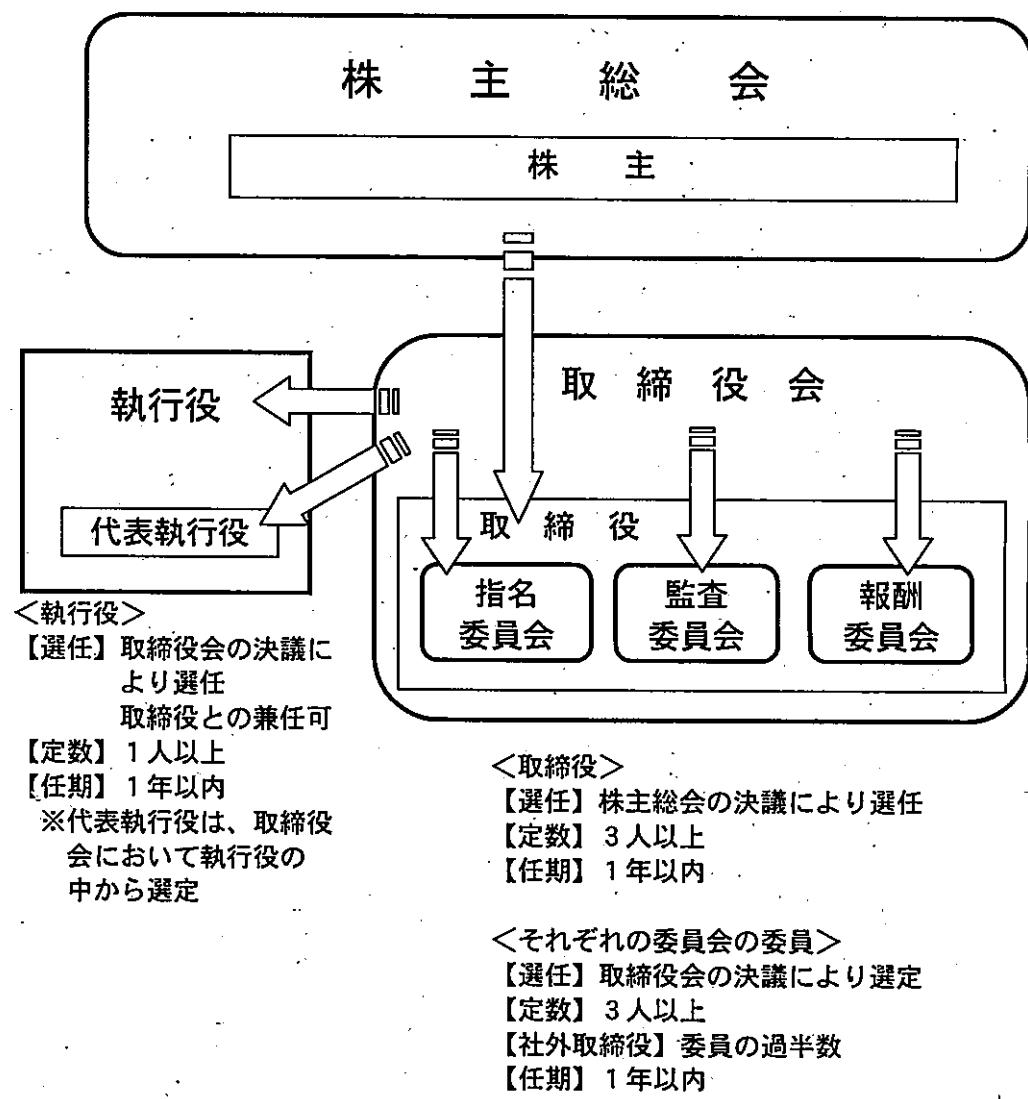


(参考) 農業協同組合においては、従来の理事会が有していた①組合の意思決定機能と②日常的業務執行機能という2つの機能を分離し、それぞれ「経営管理委員会」と「理事会」という別々の機関に担わせる経営管理委員会制度を各組合の判断で導入できる(単位組合は従来の理事会制との選択制、農林中金・信連は義務)こととされている。

銀行（監査役会設置会社）



銀行（委員会設置会社）



## 協同組織金融機関の中央機関の機能

	信 用 金 庫	信 用 組 合	農業協同組合（信用事業）
中央機関	信金中央金庫	全国信用協同組合連合会	農林中央金庫（農中）
構造	信用金庫を会員とする全国レベルの組織	信用組合を会員とする全国レベルの組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合（JA）</li> <li>・JAが会員となっている都道府県レベルの信用農業協同組合連合会（信連）等</li> </ul> を会員とする全国レベルの組織
会員の指導等			
根拠法令等	自主的取組み	自主的取組み	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律
資料等の提出・報告	信用金庫経営力強化制度（経営分析制度、経営相談制度）により、経営分析、経営相談等を実施	信用組合経営安定支援制度（モニタリング制度、監査・指導制度）により、経営分析、助言・指導等を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理資料等の提出</li> <li>・行政検査・JA監査等の指摘事項について報告</li> <li>・必要に応じ、オンラインモニタリングを実施</li> </ul>
経営改善			自己資本比率・体制整備状況等に応じ、経営改善に向けた取組みを義務付け
資金運用制限			自己資本比率・体制整備状況等に応じ、資金運用を制限
資本増強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用金庫経営力強化制度（資本増強制度）</li> <li>・信用金庫相互援助資金制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用組合経営安定支援制度（資本増強支援制度）</li> <li>・全国信用組合保障基金制度</li> <li>・合併支援資金制度</li> </ul>	自己資本比率・体制整備状況等に応じ、支援前提条件の充足により、指定支援法人による支援実施（農中・信連・JAは、毎年度、指定支援法人への財源を拠出）
余裕金の預入れ	任意	任意	JA→信連 3分の2以上 信連→農中 2分の1以上
債券の発行	○	—	○

※ 農林中金が信連・JAに対して信用事業の強化等に必要な指導を行うため、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」（再編・強化法）第4条に定める「基本方針」を定めることとされている。

※ 農林中金による会員の指導等は、再編・強化法（報告権限等）や「基本方針」に基づき実施され、基本方針を遵守しない会員に対しては、勧告・警告・強制脱退の措置が講じられる。

# 海外の協同組織金融機関

	ドイツ 信用協同組合	フランス クレディ・アグリコル	オランダ ラボバンク	イギリス 住宅金融会社	信用組合	アメリカ (注2) 貯蓄金融機関	クレジット・ユニオン
会員資格	出資者 (資格制限なし)	出資者 (資格制限なし)	なし	貯蓄口座開設者 (資格制限なし)	預金者 (職域・地域等の 共通の繋がりを有 する個人)	預金者 (資格制限なし) ※相互会社形態の場 合	預金者 (職域・地域等の 共通の繋がりを有 する個人・団体)
業務 (員 外取引規 制)	預金:自由 貸出:自由	預金:自由 貸出:自由	預金:自由 貸出:自由	預金:会員の貯蓄 口座残高が総負 債の 50%以上 貸出:運用資産の 75%以上が居住 用不動産担保貸 付	預金:会員(個人) 貸出:会員(個人)、 信用組合その他の 金融機関向け のみ	預金:会員 貸出:員外規制な し(ただし、商 工業者向け貸出 は総資産の 20% まで等、資金使 途による規制あり)	預金:会員のほか に、他のクレジ ット・ユニオン、 政府職員からの 受入のみ 貸出:会員のほか に、他のクレジ ット・ユニオン 向けのみ
系統の組 織構造	<二(三)層構造> ・D Z バンク (・WG Z バンク) (注1) ・信用協同組合	<三層構造> ・クレディ・アグ リコル S. A. ・地域圏金庫 ・地方金庫(金融 業務は行わな い)	<二層構造> ・ラボバンク・ネ ーランド ・地元銀行	なし	なし	なし	<三層構造> ・U S セントラ ル・クレジッ ト・ユニオン ・コーポレート・ クレジット・ユ ニオン ・クレジット・ユ ニオン
グループ の機能	・B V R (全国レベ ルの非事業組 織)による金融 機関保護基金の 運営 ・11 の地区監査連 合会による信用 協同組合の監 査・経営指導	・グループ内の相 互保証制度 ・クレディ・アグ リコル S. A. による傘下金融 機関の検査・監 督	・グループ内の相 互保証制度 ・ラボバンク・ネ ーランドによ る傘下金融機関 の監督	—	—	—	・FedWire (F R B が運営する決済 ネットワーク) に加盟し、組合 間の資金過不足 を調整

(注1) ドイツのWG Z バンクは、西ドイツのノルトライン-ヴェストファレン州とラインラント-プファルツ州の一部をエリアとする地域中央機関。

(注2) アメリカには、協同組織形態ではないが、中小企業金融の担い手として、法人所得税が非課税となるSコーポレーション銀行が存在。

(出典)『海外における協同組織金融機関の現状』日本銀行信用機構局 2004.10

『フランス・オランダの地域金融システム』山村延郎 等を参考に作成

# 「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）（抄）

## II 重点計画事項

### 1.1 競争政策・金融

#### （2）金融

##### ②預金取扱金融機関

###### ク 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）に関する法制の見直し【平成19年度検討開始】

協同組織金融機関は、地域密着型金融の機能強化に取り組んでおり、最も身近な金融機関として地域金融の重要な担い手となっている。一方で昨今では、地域に密着し、借り手との密接なコミュニケーションを維持する金融のあり方が世界的にも注目を集めている。また、貸金業法の抜本改正が行われ、セーフティネット貸付等、零細な借り手への円滑な資金供給方策が政府をあげて検討すべき課題となっている。

信用金庫・信用組合を含む協同組織金融機関の業務及び組織につき、その存立意義の視点からの検討は、平成2年7月13日付けの金融制度調査会・金融制度第一委員会作業部会報告「協同組織金融機関の業務及び組織のあり方について」を最後に、本格的な見直しは行われていない。それ以降、16年が経過し、その間、協同組織金融機関をめぐる環境は大きく変化している。

そこで、協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）が果たすべき今日的な役割を踏まえ、その業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する必要があると考えられる。

協同組織金融機関は、業務や資金調達手段が制約されているため、今日の環境のなかでその制約を見直すことにより協同組織金融機関が一層そのあるべき機能を発揮できるようになるとの指摘がある一方、協同組織金融機関については税制上の優遇措置が認められており、今後、銀行と同一の条件で業務を行っていくのであれば、税制上の優遇措置の根拠を何に求めるのか再検討が必要になると考えられる。また、株式会社組織の金融機関に比べれば、ガバナンスが十分に機能していないとの指摘もあり、業務面と合わせて組織面での制度の整備も必要であると考えられる。

したがって、こうした今日における環境の中で、協同組織金融機関が、今後、我が国金融システムにおいてどのような役割を果たしていくべきか、及びその役割を果たすために、例えば、員外取引制限や資金調達手段やガバナンスなど、業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討する。

### III 措置事項

#### 8 金融関係

##### イ 預金取扱金融機関

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑯協同組織金融機関（信用金庫・ 信用組合）に関する法制の見 直し （金融庁）	協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）が、今後、我が国金融システムに おいてどのような役割を果たしていくべきか、及びその役割を果たすために、 例えば、員外取引制限や資金調達手段やガバナンスなど、業務及び組織の在り 方につき、総合的な視点から見直しを検討する。	重点・金 融②ク	検討開 始		
⑰信用金庫等による劣後債の發 行 （金融庁）	自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点から、協同組織金融制度 の理念の範囲内での信用金庫等による劣後債の発行等の可否について検討す る。	計画・金 融イ①	検討		
⑱信用金庫の会員資格の見直し （金融庁）	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を發揮する観点から、信用金 庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	計画・金 融イ②	検討		
⑲会員の法定脱退事由の拡大 （金融庁）	信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定 脱退させるための制度の創設が可能か、検討する。	計画・金 融イ⑦	検討		

## 「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）（抄）

### 3. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

#### (1) 基本的考え方

消費者が貸金業者等からの債務の返済に窮した場合の対応としては、まずは丁寧な事情の聴取と債務整理等も含めた解決方法の検討が必要であるが、その上で、自己破産・個人再生等の債務整理とあわせて、あくまで多重債務問題解決の一つの選択肢として、セーフティネット貸付けの提供についても検討が必要である。

また、セーフティネット貸付けを行う場合でも、対応の前提として、丁寧な事情の聴取と具体的な解決方法の検討が十分に行われるよう相談窓口とセーフティネット貸付けを行う主体とのネットワークの構築や連携の促進が必要である。

#### (2) 「顔の見える融資」を行うモデルを広げていく取組み

① 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けを充実させる際には、それぞれの地域において、「顔の見える融資」（相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行うこと）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていく取り組む。（関係省庁）

② こうした貸付けを行う主体としては、きめ細かい相談対応が前提となることから、各地域に根付いた非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労働金庫、信用金庫、信用組合等）を想定する。  
民間金融機関の場合にも、地域の住民に対して適切な貸付けを行っていくことができるよう、創意工夫を凝らしていくことを期待する。  
(関係省庁)

③ 例えば、岩手県消費者信用生活協同組合のように、非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）が新たに高リスク者への貸付けを行う場合に、その原資を集めには、公的な信用付与が必要と考えられる。

その場合、公的資金を直接拠出する形をとると、貸し手側にモラルハザードが発生するおそれがあるので、例えば、当該非営利機関に融資を行う金融機関に自治体が預託金を預けるといった岩手県消費者信用生活協同組合の例が参考になると考えられる。